

令和8年度島根県自動車税種別割納税通知書発付用封筒廣告募集要領

- 1 掲載場所 島根県自動車税種別割納税通知書発付用封筒の裏面
(別添資料参照)
- 2 規 格 等 (サイズ) 縦6cm×横8cm以内
(募集枠数) 1枠(右枠)
(広告の色) 青色(白地に青色一色刷)
- 3 納税通知書発付日 令和8年5月1日
※令和8年5月1日が祝日または休日となった場合は、その翌開庁日とします。
- 4 発付通数 約17万5千通 (令和7年度発付通数をもとに積算)
※発付通数には増減があります。
- 5 発 付 先 島根ナンバー又は出雲ナンバーの自動車を所有されている方に送付いたします。
ただし、軽自動車・オートバイ・大型特殊自動車は除きます。
また、持ち主が所有権を留保している場合は、自動車の使用者に送付いたします。
- 6 広告掲載の基準となる額 1枠10万円以上
※上記の金額は、目安として示したものであり、あくまで当方の希望額です。広告掲載料を上記の金額未満としてもお申し込みいただけますが、広告主となるためには、別途定める予定価格以上の金額である必要があります(広告掲載料が予定価格未満の場合は、広告掲載料が最も高い方であっても、広告掲載契約を締結することが出来ません。なお、予定価格は、島根県会計規則第62条により公表はできません。)。
- 7 広告主の決定方法
予定価格以上の金額で最も見積価格が高い申込者を広告主とします。
- 8 募集期間 令和7年12月25日(木)から令和8年1月16日(金)(必着)まで
- 9 広告内容の制限
広告には、広告主の名称及び連絡先を明示するとともに、広告上部に縦10mm×

横20mm以上の大さき **広告** の表示をしてください。

10 広告掲載までの流れ

- ① 広告掲載申込書及び広告の素案を送付又は持参のいずれかの方法により提出してください。
- ② 申込者の中から、広告掲載料の最も高い広告主を選定し、通知書によりその結果を通知します。
- ③ 広告主とされた申込者には、広告原稿の調整（申し込み時に提出していただいた広告の素案の加筆修正等。ただし、申し込み時の広告の素案に修正がなく、かつ島根県広告事業実施要綱、島根県広告取扱基準、島根県自動車税種別割納税通知書発付用封筒広告募集要項及び令和8年度島根県自動車税種別割納税通知書発付用封筒広告募集要領に適合する場合、調整は不要です。）をしていただきます。
 - ※ 指定された期日（令和8年2月12日）までに調整ができない場合は、決定を取り消します。
 - ※ 広告原稿の作成に要する経費は、広告主の負担となります。
 - ※ 版下等の作成費用は島根県が負担します。
- ④ 印刷を発注します。
 - ※ 印刷経費は、島根県が負担します。
- ⑤ 島根県自動車税種別割納税通知書発付
- ⑥ 指定された期日（令和8年5月下旬予定）までに広告掲載料を納付していただきます。

（お問い合わせ・お申し込み先）

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県総務部税務課納税係

電話 0852-22-6830

FAX 0852-22-6038